令和８年度　佐那河内村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１．目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、佐那河内村が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者就労施設で就労する障害者等の自立の推進に資することを目的とする。

２．方針の適用範囲

村が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

３．調達する物品等

令和８年度に村が障害者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。
なお、障害者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

（１）　事務用品、食料品、小物雑貨などの物品

（２）　印刷、クリーニング、清掃・施設管理などの役務

４．物品等の調達目標

令和８年度においては、前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

５．調達の推進方法

（１）　障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能なかぎり障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

（２）　生産能力や納期の関係で単独の障害福祉サービス事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口を極力活用するものとする。

６．調達実績の取りまとめ

調達実績については、法第９条第５項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

７．その他

（１）　各部署において、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、可能なかぎりすべての部署が物品等の調達を行うこととする。

（２）　物品、役務の契約にあたっては佐那河内村財務規則の定めによることとする。